

市内指定障害福祉サービス事業所等 }
市内指定障害者支援施設等 } 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長 谷 浩昭

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の要件等について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、川崎市では地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、市内指定の事業所につきましては、本市と事前協議の上、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、市に届出いただくことで、拠点事業所として登録できる運用といたしました。

ついては、新たに拠点機能を登録する場合については、「**別紙1** 拠点機能の登録条件」等を御確認の上、届出の手続きをいただきますようお願いいたします。

1 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障害の重度化・障害者の高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。主な機能として、「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場の提供」、「専門的人材の確保」の4つを柱としています。

2 川崎市における地域生活支援拠点等

本市では、現在までに障害特性に対応したさまざまな取組や、多くの機関・事業所等が役割分担することで、地域生活支援拠点等機能が面的に一定程度整備されていることから、拠点等に必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」を中心に、社会資源が十分でない機能を補完するため、複数の機能を併せ持つ「多機能拠点型の施設（拠点型施設）」の整備を併用して体制構築を進めています。

3 地域生活支援拠点等の登録条件（ステップ1）

別紙1を御参照ください。

※ 各機能の「拠点機能の登録条件」を御確認上、要件を満たす場合は、事前協議（面談）の予約（ステップ2）をお願いします。

※ 地域生活支援拠点等が担う4つの機能のうち、(1)～(3)のいずれかを満たす必要があります。

4 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出手続き（ステップ2）

別紙2を御参照ください。

5 地域生活支援拠点等の算定可能となる加算（ステップ3）

別紙3を御参照ください。

※ 基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示及び通知等で御確認ください。

6 地域生活支援拠点等の登録に関するQ & A

問1 「地域生活支援拠点等が担う4つの機能」全てを満たさないと、地域生活支援拠点等として登録できませんか。

【回答】

4つの機能のうち、1つでも担う機能があれば登録可能です。担う機能を運営規程に明記してください。ただし、「専門的人材の確保・養成等」については、単独の届出はできません。

問2 「常時の連絡体制」とありますが、常時とは24時間の体制を指しますか。

【回答】

24時間を想定しています。

問3 加算の届出（体制届）はいつまでにすればよいですか。

【回答】

毎月15日以前までに障害者施設指導課事業者指定担当に提出していただければ、翌月1日から算定を開始することとなり、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することとなります。なお、届出書兼事前協議書の提出のみで加算の算定を行うことはできませんので、御注意ください。

※ 15日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日までに提出が必要となります。

7 留意事項

(1) 地域生活支援拠点等ホームページ

<川崎市掲載先>

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000185067.html>

<厚生労働省掲載先>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

(2) 届出書兼事前協議書掲載先

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000185067.html>

(3) 変更届出書及び介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等掲載先

<変更届出書掲載先>

- ・「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「5. 変更（休止・廃止）の届出」→「（1）障害者総合支援法に基づく事業所、施設」→「02 各種届出書、指定変更申請書」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=134>

- ・「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→

「5. 変更（休止・廃止）の届出」→「(2) 児童福祉法に基づく事業所、施設」→
「3【障害児】変更届様式」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=135>

<運営規程記載例掲載先>

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→
「7. 運営規程の作成例」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=103>

<介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等掲載先>

・「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→
「8-4. 令和7年度体制届に関するお知らせ（者）」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=287>

・「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→
「8-5. 令和7年度体制届に関するお知らせ（児）」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=288>

(4) 地域生活支援拠点等登録事業所掲載先

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000185067.html>

問合せ先

【相談、体験の機会・場の提供機能に関すること】

障害計画課 地域支援担当

電話：044（200）0871

【緊急時の受入・対応機能に関すること】

障害者施設指導課 施設調整・整備担当

電話：044（200）0874

【専門的人材の確保・養成等の機能に関すること】

総合リハビリテーション推進センター

企画・連携推進課 電話：044（200）3197

【変更届、体制届の提出に関すること】

障害者施設指導課事業者指定担当

電話：044（200）2927

【加算等給付費に関すること】

障害福祉課給付担当

電話：044（200）2675

【共通】

F A X：044（200）3932

機能	拠点機能の登録条件	想定される対象サービス	担当所管課
(1) 相談	<p>①事業所の利用登録者に対し24時間365日、連絡ができる体制を確保すること（相談では無く、連絡が取れる体制）</p> <p>②事業所の利用登録者に緊急事態が生じた際、必要な支援を行うこと。</p> <p>※①及び②については複数事業所での対応も可とする。</p> <p>③緊急時に支援が見込めない世帯の把握に努め、把握した場合は適正な機関と共有を行うこと。</p> <p>④拠点等機能を推進する連携会議が開催される際は出席すること。</p>	<p>計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助</p>	<p>障害計画課 地域支援担当 TEL:044-200-0871</p>
(2) 緊急時の受入・対応	<p>①事業所の利用者、利用登録者又はその家族等からの要請に基づき、緊急時において支援を行うこと。</p> <p>②事業所の利用者、利用登録者に緊急事態が生じた場合であって、自事業所での受入等が困難な場合において、他事業所との連絡・調整により、受入等の斡旋を行うこと。</p> <p>③拠点等機能を推進する連携会議が開催される際は出席すること。</p>	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度包括支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、地域定着支援、自立生活援助</p>	<p>障害者施設指導課 施設調整・整備担当 TEL:044-200-0874</p>
(3) 体験の機会・場の提供	<p>①連携担当者を設置し「体験」についての窓口を明確化すること。</p> <p>②必要に応じ地域移行业業等との連携や市が作成しているガイドラインに沿って業務を遂行すること。</p> <p>③体験利用を希望する利用者に対し、積極的なサービス提供を行うこと。</p> <p>④拠点等機能を推進する連携会議が開催される際は出席すること。</p>	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域移行支援、施設入所支援</p>	<p>障害計画課 地域支援担当 TEL:044-200-0871</p>
(4) 専門的人材の確保・養成等	<p>専門的人材の確保については、上記(1)～(3)の拠点機能を実施するために必要な機能であり、それを担う人材として主任相談支援専門員や医療的ケア児等コーディネーター、強度行動障害支援者養成研修修了者等を配置していることが望ましいとします。</p> <p>また、専門的人材の養成等については、川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センターを中心に実施をしていくが、事業所における専門的人材が随時実施する研修等の講師等を務める他、地域におけるOJT、人材育成の協議や検討の場への参画も含め、川崎市内の人材育成に積極的に関与するように努めること。</p> <p style="color: red;">なお、専門的人材の確保・養成等の機能のみをもって、拠点の登録は認められません。</p>	<p>なし ※各基幹相談支援センターが該当する</p>	<p>総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 TEL:044-200-3197</p>

※「想定される対象サービス」に該当がない場合は、担当所管課に御確認ください。

「別紙 1 拠点機能の登録条件」を確認の上、4つの機能の一部を担う市内の事業所につきましては、以下に記載の手続きを行っていただくことで、拠点事業所として登録できることとします。

登録適用日は、「毎月1日」といたします。

(1) 指定障害福祉サービス事業所等【注1】の届出手続きについて

ア 各事業所において、地域生活支援拠点事業所として登録したい機能について、電話予約の上、事前協議（面談/電話）の日程調整を行う。

イ 事前協議（面談/電話）日までに「届出書兼事前協議書」【注1】を提出し、**登録適用希望日の前々月末日までに、事前協議を完了**させる。

【注1】「届出書兼事前協議書」は事前協議までに提出ください。

提出先フォーム： <https://logoform.jp/form/FUOz/1494625>

ウ **事前協議完了後**、各事業所において、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する。

エ ウの運営規程を含め、以下の届出書類を、**登録適用希望日の前月15日までに**「障害者施設指導課事業者指定担当」あてに提出する。

【提出書類】

(ア) ◎変更届出書

(イ) ◎変更後の運営規程（拠点等の役割を担うことを規定したもの）

(ウ) ○介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書【様式第1号】

(エ) ○介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(オ) ○別紙64（地域生活支援拠点等）

(カ) ▲別紙65（地域生活支援拠点等機能強化加算）

※ ◎：必ず提出

○：加算を算定する場合必ず提出

▲：該当サービスのみ提出（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

【注1】：指定障害福祉サービス事業所等以外のサービスについては、所定所管課に御連絡ください。

※ 届出事業所については、市のホームページ等で公表します。

	手続方法	手続締切日	提出書類	担当所管課
①事前協議の予約	電話連絡	※「別紙1 拠点機能の登録条件」を御確認の上、事前協議の連絡をお願いします。		(※2)
②事前協議	{ 面談 電話	登録適用希望日の前々月末日まで (※1)	届出書兼事前協議書【注1】	
③書類の提出	{ 郵送 持参	登録適用希望日の前月の15日まで	(ア) ~ (カ)	障害者施設指導課 事業者指定担当

(※1) 川崎市による事前協議の面談が完了していることが必要です。内容によっては届出書兼事前協議書の修正が必要となる場合がありますので、早めに事前協議（面談/電話）の日程調整をお願いします。

(※2) 相談機能：障害計画課 地域支援担当 TEL:044-200-0871

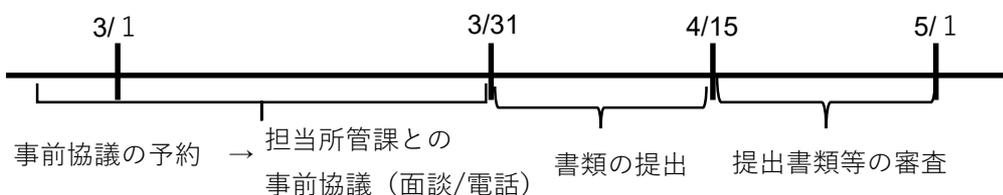
緊急時の受入・対応機能：障害者施設指導課 施設調整・整備担当 TEL:044-200-0874

体験の機会・場の提供機能：障害計画課 地域支援担当 TEL:044-200-0871

専門的人材の確保・養成等の機能：総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課

TEL:044-200-3197

例) 5月1日登録適用希望日の場合



機能	加算名	算定可能なサービス種類	単位数	拠点届出と加算算定の関係	算定要件
1-1 相談	地域生活支援拠点 等機能強化加算	自立生活援助 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	500 ※コーディネーター1人につき事業所単位で1月100回限度 (相互連携して運営する事業所があれば併せて事業所単位とする)	拠点届出をしていないと加算の取得ができない	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各サービスにおける支援実施のみ <p>【届出】</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれか</p> <p>(1) 次の①～④のいずれも</p> <p>①運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>②自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、相談支援又は障害児相談支援の指定を併せて受け、かつ、それらと自立生活援助を同一の事業所において一体的に運営すること。</p> <p>③相談支援が機能強化型基準に適合していること</p> <p>④当該事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置されている事業所として市が認めるものであること</p> <p>※拠点コーディネーターは、地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者</p> <p>(2) 次の①～④のいずれも</p> <p>① (1) ①と同じ</p> <p>②他の事業所と相互に連携して運営することによって、(1) ②の基準を満たすこと。</p> <p>③相談支援が機能強化型基準に適合し、かつ、相談支援と障害児相談支援が同一事業所で一体的に運営していること。</p> <p>④ (1) ④と同じ</p>
1-2 相談	地域生活支援拠点 等相談強化加算	計画相談支援 障害児相談支援	700 (要支援者1人につき1月4回限度)	拠点届出をしていないと加算の取得ができない。	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して、当該要支援者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整(現に要支援者が短期入所を利用していない場合は計画作成又は変更を含む)を行う <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 <p>※「市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。」という文言はない。</p>

機能	加算名	算定可能なサービス種類	単位数	拠点届出と加算算定の関係	算定要件
1-3 相談	地域体制強化共同 支援加算	計画相談支援	2,000 (1人につき 1月に1回を限度)	拠点届出をしていないと加算 の取得ができない。	<p>【実績】</p> <p>対象者の同意を得て、対象者にサービスを提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項）に対して、文書により当該説明及び指導の内容等を報告する。</p> <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 <p>※ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</p>
2-1 緊急	地域生活支援拠点 等として短期入所 を行った場合の加算	短期入所	支援実施100 + 対象者受入200	拠点届出をしていないと加算 の取得ができない。	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所実施のみ（100単位部分） ・次のいずれかの対象者受入（+200単位部分） ※要支給決定 ①スコア表項目医療行為・区分1、②重度心身障害、③行動関連項目10点以上 <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。
2-2 緊急	緊急時対応加算 (地域生活支援拠点 等の場合)	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	緊急受入100（1月2回限 度） + 拠点届出50 ※重度包括支援の場合、 緊急受入れ50になる	拠点届出により加算の単位数 が上がる（拠点届出は無くとも 加算の算定可能）	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者又はその家族等からの要請に基づき、計画変更を行い、訪問することとなっていない緊急にサービスを行った場合（1月2回限度） <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

機能	加算名	算定可能なサービス種類	単位数	拠点届出と加算算定の関係	算定要件
2-3 緊急	緊急時支援加算 (地域生活支援拠点等の場合)	自立生活援助	(I) 711 + 拠点届出50 ※ (II) 94は、拠点届出の対象ではない	拠点届出により加算の単位数が上がる(拠点届出は無くとも加算の算定可能)	<p>【実績】</p> <p>(I) の場合 利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(22時から午前6時)に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行うこと。</p> <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。 <p>※参考</p> <p>(II) の場合 利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行うこと。</p>
2-4 緊急	緊急時支援加算 (地域生活支援拠点等の場合)	地域定着支援	(I) 734 + 拠点届出50	拠点届出により加算の単位数が上がる(拠点届出は無くとも加算の算定可能)	<p>【実績】</p> <p>利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行うこと。</p> <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。
2-5 緊急	緊急時受入加算	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労選択支援?	100	拠点届出をしていないと加算の取得ができない。	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行った場合 (留意事項通知P152：日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり) <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

機能	加算名	算定可能なサービス種類	単位数	拠点届出と加算算定の関係	算定要件
3-1 体験	障害福祉サービスの体験利用加算	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労選択支援 地域移行支援	体験利用 開始から5日以内…500 6日以上15日以内…250 + 拠点届出50	拠点届出により加算の単位数が上がる（拠点届出は無くとも加算の算定可能）	<p>【実績】</p> <p>以下（１）（２）の<u>いずれか</u>とともに、状況・支援の内容等を記録。</p> <p>（１）体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援</p> <p>（２）障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助</p> <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。
3-2 体験	体験宿泊加算	地域移行支援	（Ⅰ） 300単位 （Ⅱ） 700単位 + 拠点届出50 ※Ⅰ及びⅡを合計して15日を限度	拠点届出により加算の単位数が上がる（拠点届出は無くとも加算の算定可能）	<p>【実績】</p> <p>（Ⅰ）体験的な宿泊支援の提供</p> <p>（Ⅱ）体験的な宿泊支援の提供、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行う</p> <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。
3-3 体験	地域移行促進加算 （Ⅱ）	施設入所支援	（Ⅰ） 120 （Ⅱ） 60（1月3回限度）	拠点届出をしていないと加算の取得ができない。	<p>【実績】</p> <p>（Ⅰ）の場合・・・<u>以下の両方</u></p> <p>①体験的な宿泊支援の提供</p> <p>②地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助</p> <p>（Ⅱ）の場合・・・宿泊を伴わない地域移行に向けた支援</p> <p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ・市町村及び関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。